

令和3年7月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和3年7月28日

開会：午前10時00分～午前11時04分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 堀 俊 一

委 員 杉 岡 佐 緒 理

事務局

教育監 森田 大輔 総務課長 加藤 久隆

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 後藤 勝義

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。ただいまから、教育委員会の7月定例会を開会いたします。

それでは、日程第1「会期について」お諮りいたします。本日の定例会の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。本日の定例会において、傍聴の申請があり、許可しようと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、傍聴を許可することといたします。

なお、傍聴は5人まで許可することといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

暫時休憩とします。

(傍聴人入場・着席)

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

○教育長 休憩を閉じ、委員会を再開します。

傍聴人に対しての諸注意を事務局よりお願いします。

○事務局 傍聴人におかれましては、既にお渡ししております、守口市教育委員会傍聴規則を熟読の上、遵守していただきますようお願いいたします。

以上です。

○教育長 それでは次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は杉岡委員を御指名申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○委員 はい。

○教育長 それではここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。

以降の審議の順序の変更と審議の方法についてでございます。

日程第3、議案第23号「令和3年度実施 公立小・中・義務教育学校 校長・教頭・指導主事等選考の一次選考推薦者について」は、人事案件でございますので、全ての議題が終了した後で関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは異議なしと認めまして、日程第3、議案第23号につきまして

は、全ての議題が終了した後で秘密会にて審議することといたします。

それでは次に、日程第4、議案第24号「令和4年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第24号「令和4年度使用小学校教科用図書の採択について」。

令和4年度使用小学校教科用図書の採択について、次のとおりとする。

令和3年7月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第24号「令和4年度使用小学校教科用図書の採択について」説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書3ページを御参照願います。

本市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用している教科用図書は、令和元年度に教科用図書選定委員会規則に基づき採択し、令和2年度より使用しているものです。

令和4年度守口市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条並びに同法施行令第15条第1項の規定により、政令で定める期間である4年間は、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっております。

したがいまして、令和4年度守口市立小学校及び義務教育学校前期課程で使用する教科用図書を採択する必要があることから、3ページのとおり提案させていただくのでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。

特に御質問、御意見がないようですので、採決したいと思います。

議案第24号につきましては、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第24号につきましては、原案どおり決定いたしました。

それでは次に、日程第5、議案第25号「令和4年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第25号「令和4年度使用中学校教科用図書の採択について」。

令和4年度使用中学校教科用図書の採択について、次のとおりとする。

令和3年7月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第25号「令和4年度使用中学校教科用図書の採択について」説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書5ページを御参照願います。

令和3年度使用教科用図書につきましては、令和2年度教科書選定委員会規則に基づき採択した教科用図書を使用しております。令和4年度守口市立中学校及び義務教育学校後期課程において使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第15条の第1項の規定により、同一の教科書を4年間採択することとなっております。

なお、令和3年度におきましては、自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行されたことから、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置法施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能であります。その際、次のような事項に留意することとなっております。①採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと、②採択替えを行うか否かは、採択権者である教育委員会の判断によるべきものであること。その際、大阪府教育委員会が作成した中学校教科用図書選定資料のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること、③新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての

教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書、または新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

以上のことを踏まえまして、令和4年度守口市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書の採択を行うにあたり、まずは、社会（歴史的分野）の採択替えを行うかにつきまして御審議いただいた後、その他の種目の採択について御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○教育長　それでは日程第5、議案第25号「令和4年度使用中学校教科用図書の採択について」は、まず「社会（歴史）」について採択替えを行うか否かの審議をこれから進めてまいりたいと思います。

審議に入ります前に、審議を進めていく手順についてお諮りしたいと思います。

これからの審議におきましては、昨年度採択し今年度使用しております「日本文教出版」と、今年度、新たに発行された「自由社」の2者の教科書の比較により審議を行い、採択替えを行うか否かを決定してまいりたいと思います。また、決定に関しましては、全会一致でない場合は多数決といたしたいと思いますが、この方針について御意見はございますでしょうか。

○委員　今年度から使用している社会（歴史的分野）の教科書は、日本文教出版の教科書であります。我が市は、GIGAスクールの学びというのを非常に重視して、子どもの学力向上に努めているわけでありまして、今年度新しく出ました自由社につきまして、ICT活用についての工夫がどのようにされているのかをお教え願いたいと思います。

○教育長　すみません、今方針について御意見をお願いしたところなので、まず全会一致でない場合は多数決で行うということについて、御異論はございませんでしょうか。

○委員　ないです。

○教育長 では、このような形で進めていきたいと思えます。

それでは、事務局のほうから改めて説明をお願いします。

○事務局 それでは、今年度より使用しております、中学校の教科用図書につきましては、資料①の、こちらのファイルのほうにお示ししております資料を御覧ください。この資料①の守口の教科書採択における基本的な4つの視点であります資料を基に、採択をしております。

1つ目としまして、学びの過程を重視した教科書、(2)言語活動の充実につながる教科書、(3)自学自習力の育成につながる教科書、(4)本市の特色を活かせる教科書、以上4つの視点を踏まえた選定委員会の答申を基に採択し、社会(歴史的分野)につきましては、日本文教出版を採択いたしております。

その理由としましては、各編の最初に編で取り扱う内容のまとまりを通して、目当てが多く示されているとともに、カラフルで大きく目立つイラストや資料が掲載されており、図表などの資料の読取りから学習への興味を持たせる工夫がされていること。

それぞれの時代のまとめとして、基礎的な項目を確認し、大きく振り返った上で、アクティビティとして考え方の道筋が具体的に示されており、思考を深めていけるような配慮がなされていること。

年表や地図など、ふんだんな資料から読み取ったことをまとめたり、説明させたりでき、歴史について考察する力、説明力を育成するのに非常に工夫が見られること。

現代の諸課題について、歴史から学んだこと、先人の営みを強く振り返って課題解決するような、災害に学ぶことや世界平和に学ぶことなどが各所に入っていて、とても工夫されていることなどがございました。

引き続き、大阪府の選定資料を基に2者の教科書について説明いたします。

資料の②の22ページを御覧ください。

創意工夫につきましては、日本文教出版は、例えば、「先人に学ぶ」「チャレンジ歴史」「歴史との対話」を未来に活かす」では、課題解決に取り組んだ先人の姿か

ら学び、持続可能な開発目標の実現に向けて考えることができるよう、学習展開が示されているなどの工夫がされております。

自由社は、例えば、「各章の冒頭で、その章で学習する時代の特徴が考えられる資料についてキャラクターが課題を提示し、本編の学習を通じて考えることができる。」等の工夫がされております。

25ページ、補完的な学習・発展的な学習では、日本文教出版は、各章末の学習の整理と活用では、年表と地図を使って学習の振り返りができるようにするとともに、「アクティビティ」で、習得した知識を関連させて時代の特色を捉える課題学習を示すなど配慮されています。

自由社は、各章末の復習問題のページで、一問一答及び地図問題で学習の振り返りができるようにするとともに、「対話とまとめ図のページ」で、キャラクター同士の対話によって時代の特色を捉えられるよう配慮されております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りたいと思います。

御意見等いかがでしょうか。

○委員 我が守口市では、GIGAスクールの学びというものを非常に大切にしながら、子どもの学力向上に力を入れているわけです。そこで、自由社に関しまして、ICTの活用についてどのように工夫されているのか、お教え願いたいと思います。

○事務局 今、委員から御質問いただいたことですが、自由社の教科書につきまして、教科書また教科書会社が発行しております趣意書、そして大阪府の選定資料のほう確認させていただいているのですが、現時点でそういったウェブコンテンツですとか、QRコードのようなICTを活用した工夫というのは見受けられませんでした。

以上でございます。

○事務局 補足ですが、現在使用しております日本文教出版につきましては、現在、

デジタルマーク等を活用して、子ども達がQRコードを読み取り、授業の中で動画を見たり、また家庭学習でもデジタルコンテンツを活用するような工夫がされておることから、学校でも活用が進んでいると聞いております。

○教育長 学習者用デジタル教科書を活用して、今、市内の中学校で研究している学校もあるんですか。

○事務局 学習者用デジタル教科書につきましても、市内の学校ごとに教科を決めて調査研究をしております。

○事務局 学習者用デジタル教科書ですが、八雲中学校に地理、さつき学園に公民、第一中学校に歴史を配付させていただいております。

○教育長 ありがとうございます。

日本文教出版は、既に学習者用デジタル教科書を発行されていて、守口市内の中学校でも学校数は少ないですけど、今年度から中学校の歴史について、実証研究を進めているということですね。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。また、教科書についての御意見もいただいていたと思いますが。

○委員 この中学校の教科書を採択いたしました折に、いろいろ議論をさせていただいたわけですけども、そのときに学校現場の意見でありますとか、あるいは、教科書展示会等が開催されていたときに出ていた意見とはどのようなものがあったか等を参考にさせていただいたという面があったと思いますが、この新しく発行された自由社の教科書に関わっては、そのあたりについてはどのようなになっていますか。

○事務局 学校からは特段意見等はございませんでした。また、教科書展示会における来庁者からの御意見ですが、教科書全般に関しての御意見等はありませんでしたが、歴史に関して特化した御意見はございませんでした。

以上でございます。

○事務局 補足でございますが、学校現場からは、今年度使用しております日本文

教出版につきまして、御意見がありました。

意見としましては、原則見開きで、授業時間として学習のプロセスが分かりやすく示されているため、生徒にとって主体的な学習を進めやすい構成となっているほか、教員にとっても授業進行が分かりやすく、教材研究をより焦点化して進められること、また写真やイラストが大きく、視覚を通して様々なことを考えていくきっかけに使いやすいことなどの工夫があり、今年度使用している中で、特段支障もなく円滑に活用できているという意見がございました。

以上でございます。

○委員 採択をした後で、新たに発行される教科書があるというような場合、あまり経験がないので私もよく分からないんですけども、ある種、動き出している部分について、新しく発行された場合には、新たに発行された教科書を採択してもよいということで、比較検討してということになると思うんですけども、新しい教科書については、ある種、認知度といいますか、先生方にしたところで、ほかの教科書に比べて熟知しておられるというところがあまりない、というところが気になるかなというのはよく分かりました。

学校としては、使い始めている教科書があって、そこで新たに替わるということに関わって、どんなような感覚で先生方がおられるのかなというところでお尋ねしたんですけども。特段、それがどうこうということはないようですので、それはそれでいいと思うんですけども、先ほど、委員が御指摘になりました、本市はICTに力を入れてやっているということに関して、新しい教科書というのはそれほど踏み込んだものがないように見受けるわけですけども、今後の問題ですから、そういうものが追加されていくということはあることなんだろうとは思いますが、現段階で判断するしかないということであれば、そういう意味のデジタル化に対応するような部分については、日本文教出版のほうに適しているのではないかなという印象を私は受けました。

だからあえて、それ以上に自由社のほうに今回替えたらいという意見をおありかもしれませんがけれども、私自身は従来どおりのこの形のものでいいのではないかと
うふうに思います。

○教育長 ありがとうございます。ほかに、御意見ございますでしょうか。

それではよろしいでしょうか。委員の皆様から御意見をいただきまして、意見を総合しますと、日本文教出版がいいのではないかと御意見と承っておりますが、そうしますと、社会（歴史）の教科書については採択替えを行わずに、現在使用している日本文教出版を引き続き採択したいというふうに思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、社会（歴史）については、日本文教出版を引き続き採択したいと思えます。

以上で、社会（歴史）の採択が終了いたしました。

それでは、引き続き、他の種目についても採択を行います。

事務局から、説明をお願いします。

○事務局 令和4年度守口市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条並びに同法施行令第15条第1項の規定により、政令で定める期間である4年間は、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとなっております。

したがって、令和4年度守口市立中学校及び義務教育学校後期課程で使用する教科用図書を採択する必要があることから、5ページのとおり提案させていただくものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。御意見等はございますでしょうか。

それでは、特に御意見ございませんので、社会歴史以外のその他の種目について、原案どおり採択することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

それでは次に、日程第6、議案第26号「令和4年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第26号「令和4年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について」。

令和4年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について、次のとおりとする。

令和3年7月28日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 議案第26号「令和4年度支援学級在籍児童生徒使用予定の教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

議案書7ページ、8ページを御参照ください。

令和4年度に本市立学校で使用する教科用図書につきましては、先ほど議案第24号及び25号で採択したところでございますが、令和4年度市立学校の支援学級に在籍予定の児童生徒8名につきましては、障がいの状況と保護者の要望により、当該児童生徒に対する教育目標を達成する上で、文部科学省著作教科用図書を使用することがより適切であると考えております。

このことから、学校教育法第34条並びに学校教育法附則第9条に基づき、議案書7、8ページに示しております種目における文部科学省著作教科用図書を採択するため、御審議いただきたく存じます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

特に御質問、御意見がございませんので、採択といたしたいと思えます。

議案第26号につきましては、原案どおりに決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第26号につきましては、原案どおり決定いたしました。

これで、本日の日程は終了しました。

傍聴人におかれましては、ここで退場をお願いします。暫時休憩といたします。

午前10時31分 休憩

(傍聴人退場)

午前10時31分 再開

○教育長 それでは、休憩を閉じ再開いたしたいと思えます。

それでは次に、協議事項に移ります。

協議事項1「令和3年度全国学力・学習状況調査及び大阪府すくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）の結果の取扱い（案）について」の説明をお願いします。

○事務局 令和3年度全国学力・学習状況調査及びすくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）の結果の取扱い（案）について説明をさせていただきます。

議案書の10ページから11ページを御参照いただきますよう、お願いいたします。

今年度の全国学力・学習状況調査及び今年度より新たに大阪府で始まった、すくすくウォッチ（小学生すくすくテスト）は、5月27日に全校参加により、実施いたしました。

結果につきましては、全国学力・学習状況調査は8月24日に、すくすくウォッチ

は速報版が8月5日、確定版が8月27日に送付される予定でございます。

まず、全国学力・学習状況調査の結果の取扱いにつきまして、同調査の実施要領に市町村教育委員会において、それぞれの判断で実施要領に定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるということや、市町村教育委員会において、個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、当該学校と公表内容、方法等について事前に十分相談する。なお、平均正答率等の数値を一覧にしての公表や、各学校の順位づけは行わないなどの配慮事項が示されております。

今年度の調査結果の取扱いにつきましては、資料取扱いについて（案）でもお示ししておりますが、まず基本的な考え方として、児童生徒の学力向上を図るため、これまでも調査結果を活用し、学力や学習状況を把握するとともに、検証、改善を図りながら事業改善の推進、自学自習力の育成に向けた取組みを進めているところであるが、今後の時代に必要とされる資質能力を育むためには、誰一人取り残さず、すべての児童・生徒の確かな学びを保障する9年間を見通した組織的な取組みをより着実に進め、児童生徒の学力、学習状況の一層の改善を図るべきものである。そのため、各学校における調査結果の分析においては、平均正答率や目標値を設定した項目の結果に加え、児童生徒個別の状況を把握、分析するなどの数値に基づく分析を充実させ、課題及び目標を明確にした上で、学校、家庭、地域がそれらを共有し、学校での学習活動に加え、家庭での学習習慣並びに生活習慣の改善に向けた啓発など、学校、家庭、地域が連携して具体的な取組みを進める必要があるとし、注釈で中央教育審議会答申の令和の日本型教育の構築を目指して示されている今後の時代に育むべき資質能力を示しております。この考え方にに基づき、公表内容及び方法等につきましては、次のとおり考えております。

まず、市教育委員会の調査結果の公表につきましては、市、府、全国の教科に関する調査及び質問紙調査の結果概要を広報誌やホームページを通じて公表する方法を考

えております。参考としまして、机上に平成31年度の公表資料を置かせていただきました。平成31年度は調査概要を最初に示した上で、学力調査の結果概要として、国、府と比較した平均正答率と平均正答数の表、並びに、次ページでは教科別の国との経年比較をグラフで示しました。次ページ以降は、質問紙調査の結果概要として本市の目標値の設定を示した上で、その項目における国、府並びに前年度、市の結果をグラフで示しております。

また、目標を設定した項目以外でICTに関することや自学自習に関すること、非認知能力に関する項目についても示しました。今年度の内容につきましても、目標値の設定をした項目を中心に学力調査結果とその関係を示すなど、より充実したものになるよう検討してまいります。

次に、各学校の調査結果の公表についてでございますが、公表時期は各校へ調査結果が届く約1か月後の10月中にと考えております。公表内容については、次の6点を考えております。

①調査目的、②調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であること、③教科に関する調査の平均正答率、④質問紙調査において成果や課題が見られる回答状況（目標値を設定した項目は必須）、⑤分析結果、⑥分析結果を踏まえた今後の改善方策。

公表方法につきましては、学校側、家庭、地域に対し結果を示すことで、学校、家庭、地域がより一層連携し取組みを推進する目的から、ホームページ等にて広く結果を公表するのではなく、各校の学校便り等の文書により、結果を公表する方法を考えております。

全国学力・学習状況調査の調査結果の取扱いについての案は、以上でございます。

今年度より、新たに実施されたすくすくウォッチについての調査結果の取扱いにつきましても、基本的には全国学力・学習状況調査の結果の取扱いと同様に考えており、取り扱う内容につきましては、提供される調査結果に合わせた内容項目に変えており

ます。本調査の趣旨を御理解の上、保護者、地域への説明責任を果たす意味からも、今年度も一昨年度と同様に本調査の結果の取扱いについて、慎重に判断していきたいと考えております。

本日は皆様から御質問や御意見をいただき、8月の教育委員会定例会で御決定いただきたく存じます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○委員 すくすくテストのほうでもよろしいでしょうか。

初めて導入ということなのですが、この基本的な考え方を書いてあるんですけどね、読んでも私はよく分からないので、例えば、児童が何のためにこれをするのかというのを、児童が分かるように一度説明していただきたいと思います。

○事務局 こちらのすくすくテストは、国語や算数とかといった教科に縛られる問題ではなく、各教科で学んだことを総合的に測る問題となっています。

したがって、図工で学んだことを国語の文章で表現したり、様々な学校生活で学んだことを総合的に測る問題となっております。

○委員 ということは、テストを受ける児童にしてみれば、今まで見たこともないような問題であったり、あるいは課題を課されるというそういうイメージでよろしいですか。

○事務局 おっしゃるとおり、国語や算数で見たような問題とは少し変わった問題ですが、児童がふだん、学習で行っている活動等が問題で示されており、そこで実際に、今回であれば図工で実際活動しているポスター作りが問題等に出てきており、そのポスターを描いた思いを文章で表現するなどの問題がございました。

○委員 ありがとうございます。ぜひ児童にテストの趣旨を十分説明していただいて、その結果を踏まえて、何を次から一層、人間力なり学力が向上するように取り組んでいけるか、継続的に説明をして、やってほしいと思います。ありがとうございます。

いました。

○教育長　結果が出るタイミングになるかもしれませんが、委員がおっしゃったように、すすすくテストは初めてのテストですので、この調査はこういう力を見るためにやったことだということを見童にも理解していただいて、こういうことを勉強していかないといけないという、次の見童の学習改善につながるような示し方を各学校が工夫できるように教育委員会もサポートしていきたいと思います。

また、前回にお配りいただいた31年度の調査結果を見てみると、なかなか保護者や市民の方も分かりにくいと思うところがあります。例えば、調査の目的は多分、国が掲げている目的だと思うので、我々は守口市教育委員会としてこの調査に参加するということを意思決定したんです。だから何のために参加したのかというところを踏まえて、教育委員会もこういう見童の学力を把握して、教育委員会の施策を改善するために参加するということを決定したので、やはり教育委員会としての、こういうふうに活用していきたいというのを少しこれから分かりやすく、市民や保護者の方、あるいは見童にも伝えていくようにまた公表資料も工夫していきたいと思います。

例えば、今日、お示ししていただいた全国学力調査でも、各学校の調査結果の公表についての2-⑤、⑥というのは分析結果、⑥分析結果を踏まえた今後の改善方策というのを掲げておりますので、これは各学校だけではなくて、やはり教育委員会として施策を、市立学校の見童生徒の学力を分析して、その結果をどういうふうに改善していくのかということを示していく必要があると思いました。また、今回2年ぶりの実施になりますので、深く分析して分かりやすく示していきたいと思いました。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。

○委員　今、教育長がおっしゃったことと私は全く同感で、数字だけみると低いだけですので、何や、守口はあかんのかと、これで終わってしまいますから、学校はどう考えてるのか、あるいは教育委員会はということを経験等含めてぜひ工夫をして発信をしていただきたいと思います。

○教育長 協議事項1については、以上としたいと思います。

それでは次に、協議事項2「令和2年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）について」の説明をお願いします。

○事務局 それでは、「令和2年度対象 守口市教育委員会の点検・評価に関する報告書（案）」についてを御説明させていただきます。

タブレットのファイルの切替えをお願いいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条は、教育委員会の義務として、その権限に属する事務の管理及び執行について、点検及び評価を行い、その結果をまとめた報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない旨を定めていることから、今般、令和2年度の事務を対象に点検及び評価を行い、その報告書を作成し、公表しようとするものでございます。委員の皆様はタブレットに事務局で取りまとめた報告書案をお示ししております。これから教育委員の皆様のご意見とともに、学識経験者の意見を賜り、報告書を完成させてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本報告書案の作成過程について御説明を申し上げます。報告書案の作成に当たっては、事務局で点検評価検討委員会を開催しております。第1回委員会において、令和2年度のめざす守口の教育に挙げた具体的な取組みの項目をベースといたしまして作成し、報告書の様式については、より市民にとって分かりやすく読みやすいよう、目標ごとに主な取組み、評価、評価の根拠、今後の方向性、取組みに係る学識経験者の意見、助言の欄を1ページにまとめ、ページ内で完結するよう様式の変更をさせていただきました。作成の方針がまとまったことから、各課から重点項目ごとに取組みや評価、その根拠についての案の提出があった後、事務局で取りまとめ、素案を作成しております。第2回点検評価検討委員会では、素案について各委員から意見をいただき、修正したものが本報告書（案）でございます。

続きまして、報告書の内容を簡単に説明させていただきます。

報告書案の1ページと2ページには、報告書の趣旨、点検評価の対象とその方法、学識経験者の紹介や報告書の構成など記載しております。2ページの下段から4ページにかけて、教育委員会の組織構成に加え、昨年度御意見をいただきました関係する市長部局の概要を追記させていただいております。

5ページからは、教育委員会の活動状況、8ページには、教育長及び教育委員の活動状況を記載しております。

続きまして、9ページから13ページをお開きください。こちらには、令和2年度の教育委員会の取組みを記載しており、教育環境の充実、教育内容の充実、社会教育の充実、また、新型コロナウイルス感染症への対応について、令和2年度の取組みを記載しております。

14ページは、教育費の決算を年度別に記載しております。

15ページから17ページには、令和3年3月に策定されました第2次守口市教育大綱の概要について記載させていただいております。

18ページには、評価のベースとなる、令和2年度めざす守口の教育の概要を記載しております。

19ページからは、「令和2年度めざす守口の教育」に挙げている五つの基本方針に沿って、個別の重点項目を記載し、それぞれ評価を行う形となっております。

例えば、20ページを御覧いただきますと、重点項目1、授業改善の推進の項目では、まず目標を示し、その下に主な取組みを記載し、その右側に評価をつけております。さらに、評価の根拠、今後の方向性を記載し、学識経験者の意見、助言をいただき、ページ内で完結するようになっております。なお、図表及び注釈がある場合は、次ページへ記載しております。

項目数についてでございますが、学校教育分野においては、基本方針4つに対し、重点項目が14、社会教育分野では基本方針一つに対して重点項目が一つであり、それぞれの取組みの目標の数は、学校教育分野が33項目、社会教育分野が4項目の計

37項目となっております。

次に、今後のスケジュールでございますが、8月上旬に学識経験者である、関西外国語大学教授の浦嶋敏之先生と、関西大学教授の赤尾勝己先生をお招きし、第3回点検評価検討委員会を開催し、学識経験者の意見をいただき、報告書の加筆修正等を行った後、最終案をまとめる予定でございます。

また、目標ごとに両学識経験者からの意見、助言を掲載することとしております。教育委員の皆様には、8月13日金曜日をめどにメールにて御意見、御質問いただき、最終案に反映させていただきたく考えております。期間が短く大変恐縮でございますが、よろしく願いいたします。最終案が確定いたしましたら、8月の教育委員会定例会において、議案として提出させていただく予定でございます。教育委員会定例会において議決をいただいた後は、守口市議会の9月定例会に報告書を提出し、併せてホームページや市立図書館、各コミュニティセンター等に設置して市民に公表してまいります。

以上、誠に簡単な説明でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

全体を通して、当初予定していなかった、昨年度コロナでいろいろ対応をした部分についても今回は盛り込んでいただいているんですね。

○事務局 コロナのそれぞれの対応、もしくは取組みというものも記載させていただいております。

また、評価につきましてでございますが、コロナの関係で一定行事等が中止になったものも多く発生しております。何か代替えでそれらを補填できるような部分で評価というものをさせていただいておりますが、なかなかそこら辺は代替え方策がないという部分につきましては、一定評価が落ちてしまっているところもございます。

以上でございます。

○教育長 お願いします。

○委員 一般論になってしまうんですが、自己点検及び評価の目的は、できたりできなかつたりというのがあるんですけども、何に取り組んだかとか、これはよかったがこれは駄目だったということを三角をつける勇気というか、そのようなものも持って、次じゃあこうするというのをぜひ記載した報告書になってほしいなと思います。以上です。

○事務局 先ほど、委員から御指摘いただきましたとおり、今回、点検評価につきましては、今後の取組みというものも重要と考えております。今後、今回の評価に対して次、何をしていくかというものも十分に検討した中で取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員 令和2年度はコロナの影響がものすごく大きかったんで、十分できなかったこともあって当然なわけですね。それを踏まえてどうするかということのをぜひ改革につながる、勇気が出るような対応にしていってほしいなと思います。

○教育長 ありがとうございます。

私からも、例えば、14ページで教育費の予算のことが書かれています。多分、私もそうですが、皆さん高いのか低いのか分からないと思います。

例えば、これだけ見ると2年度は教育費の割合10%で、前年度、元年度が4.2%なので非常に増えていると思います。既に、3年度の予算がどれぐらいなのかも分かっているので、例えばですけど、もし可能ならば、他市の教育費の予算やあるいは、令和2年度は多分過去振り返っても、例年になく教育費が上積みされた年なのかと思いますので、推移なんかを載せていただくと、これについて評価するのは難しいですけど、市民の皆さんもこれを見て、教育費にどれぐらい費やされているのかというのが分かる材料になるんじゃないかと思います。もし可能ならば、例えば、大阪府内の他市の平均と比べて高いのか、低いのかとか。あと、今載せていただいているのが28年度からですので、28年度からの教育費の割合で見ると、大体どれぐらいを推移しているのかも見ていただくと、御覧になる方も自分の考えを持ちやすいんじゃない

ないかなと思いますので、また工夫していただければありがたいなと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、分量が非常に多くて大変恐縮ですが、資料も御覧いただきまして、お気づきの点ございましたら、御意見をいただきたいと思います。事務局でまとめましたら、これは我々教育委員会としての点検及び評価ですので、そういう目で見ただけだとありがたいと思っております。

それでは、ほかに何か報告、連絡等ございますでしょうか。

○事務局 保健給食課から2点、御報告をさせていただきます。

まず1点目ですが、令和3年6月定例会で御報告させていただいた以降の、新型コロナウイルス感染症により臨時休業を実施した3校について御報告させていただきます。初めに、守口市小学校の児童1年生1名が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが確認されました。他学年との交流が確認されたため、令和3年7月6日火曜日から、7日水曜日まで守口小学校全校の臨時休業といたしました。疫学調査の結果、濃厚接触者等がないことを確認し、8日木曜日から学校を再開しております。

次に、金田小学校の5年生1名及び6年生1名が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが確認されました。他学年との交流が確認されたため、令和3年7月16日金曜日から、17日土曜日まで金田小学校全校の臨時休業といたしております。なお、一部の児童が濃厚接触者としてPCR検査を受検しましたが、全員の陰性を確認し、19日月曜日から学校を再開しております。

次に、大久保中学校の1年生1名が新型コロナウイルス感染症に罹患していることが確認されました。他学年との交流が確認されたため、令和3年7月17日土曜日から、19日月曜日まで大久保中学校全校の臨時休業といたしております。なお、一部の生徒が一般接触者としてPCR検査を受検しましたが、全員の陰性を確認し、20日火曜日から学校を再開いたしております。また、スクールカウンセラーの派遣については学校と相談の上、対応しております。

2点目になります。続いて、新型コロナウイルスの計画接種について御報告させていただきます。守口市では、子ども達を感染から守るため、日常的に子ども達と関わる市内の保育所や幼稚園、小中学校、障がい児通所支援事業所等で従事する方に対して、7月26日月曜日から、図書館、文化センターの集団接種会場にて計画接種を実施しております。全ての接種希望者が2回目の接種を終える8月27日には、教職員を含む学校関係者の接種率が52%となります。計画接種以外に、基礎疾患をお持ちの方がかかりつけで個人接種を行っている方や、国・府の大規模接種会場で接種していると伺っておりますので、一定の接種率に達するものと想定しております。

以上、御報告とさせていただきます。

○教育長 何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、ほかに御報告はありますか。

○事務局 小学校の土曜日学習及び中学校の放課後学習の状況につきまして、御報告をさせていただきます。

小学校の土曜日学習につきましては、4月から既にスタートしておりますが、現在定員280名に対しまして、285名の参加となっております。

また、今年度から開始しております中学校の放課後学習ですが、定員144名に対しまして、今152名の参加ということで、6月26日の土曜日からスタートしているところです。事務局としましても、初回の6月26日に指導主事が様子を見させていただきました。各校によっては、人数の違いはございますが、指導員一人に対して子ども達3人程度が指導員の方を中心にして勉強している様子がとても印象的でした。今も順調に毎週滞りなく行っているところでございますので、またこちらの成果等も含めまして、今後もしっかりと注視していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○教育長 ほかに、御報告はございますでしょうか。

他にないようですので、議案第23号を残しておりますので、これより関係者のみ

で秘密会を行うことといたします。関係者以外は、退出していただいて結構です。それでは暫時休憩といたします。

○教育長 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。それでは日程第3、議案第23号「令和3年度実施 公立小・中・義務教育学校 校長・教頭・指導主事等選考の一次選考推薦者について」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

(秘密会)

○教育長 異議なしと認め、議案第23号につきましては、原案どおり承認いたしました。それでは、本日の定例会を閉会します。

閉会：午前 11 時 04 分